

# 業務準備金の支給について

平成30年4月1日より、業務準備金の支給が始まりました。

?



**業務準備金って？**

採用時に、業務に就くにあたり必要な準備にかかる費用のために、一律5万円を支給します。



**何に使えばいいの？**

使い方は自由です。  
仕事に必要な資格の取得費用や、訪問用の自転車やバッグ等の購入代にお使い下さい。



**どうすればもらえるの？**

- 採用時に、以下の要件を満たす必要があります。
- ①パート職員であること。
  - ②介護職員初任者研修等資格（介護福祉士やヘルパー2級等）  
または看護師資格を取得していること。
  - ③介護保険事業等に従事すること。  
(総合事業訪問生活援助のみの従事はダメ。)



**要件を満たせば必ずもらえるの？**

- 以下の場合には支給できません。
- ①過去に社協から業務準備金を支給された場合。
  - ②社協を退職してから、1年以内に再び雇用された場合。
  - ③有料職業紹介事業を行なう者を通じて協議会に雇用された場合。



**あなたの新しい一歩を応援します！  
興味のある方は姫路市社協までご連絡ください。**

